

社会福祉法人 慈恵会

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人慈恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人の評議員選任・解任委員会運営細則に定める評議員選任・解任委員会委員（以下「評議員選任・解任委員」という。）に対する報酬及び交通費その他の経費の支払方法についても、この規程を準用する。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(2) 役員とは、理事及び監事をいう。

(3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の法人と委任関係にある、評議員及び役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を現金又は預金口座振込の方法により支給することができる。

2 評議員には、定款第8条第1項で定める金額の範囲内で、報酬を現金又は預金口座振込の方法により支給することができる。

3 常勤理事で使用者及び管理者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を現金又は預金口座振込の方法により支給する。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員会又は理事会がテレビ会議、電話会議を含む出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支払うことができる。

4 評議員会又は理事会が法人定款又は定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に定める報酬を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導、または監査の業務にあたった場合は別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用するところにより旅費等を支給することができる。

4 旅費は、実費を支給する。
(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規則を適用することができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規則をもって社会福祉法第59条に定める報酬等支給の基準として公表する。

(評議員選任・解任委員会への準用)

第11条 評議員選任・解任委員がその職務に従事したときは、前各条に準じる報酬及び交通費その他の経費実費を支払うことができる。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の同意を得て、理事会の決議による。

この規程は、平成29年6月に開催される、定時評議員会から施行する。
 この規程は、平成29年12月8日から施行する。
 この規則は、令和2年7月1日から施行する

別表1（出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理事	5,000円	400円
	監事	5,000円	400円
評議員会出席報酬等	評議員	5,000円	400円
	理事・監事	5,000円	400円
監事監査指導報酬等 （3施設分）	監事	10,000円	400円